

# 堺市路上違反簡易広告物除却活動員を募集

令和8年4月20日（月）～令和8年5月29日（金）

道路上の「はり紙・はり札・立看板などの違反簡易広告物」の除却（撤去）活動に協力していただけるみなさまを募集します。

## 1. 募集内容について

### はじめに

堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度とは

この制度は、まちの美観や交通の安全を阻害している違反簡易広告物<sup>※</sup>について、みなさまの自発的な意思により除却活動を行っていただける団体を堺市路上違反簡易広告物除却活動団体に認定し、違反簡易広告物の除却活動を行っていただく制度です。

※『2. 違反簡易広告物について』をご確認ください

ボランティア活動です

この制度による活動は、みなさまの自発的な意思によって行われるボランティア活動（無償）です。そのため、自己の責任範囲内での活動を第一として、決して無理のない活動のご検討をお願いします。

ボランティア保険に加入します

活動いただくみなさま（法人を除く）を被保険者としたボランティア保険に、市が加入します。ただし、無償で自発的な活動であることと、活動される方が常に特定の方であることが条件となります。

### 活動内容

違反簡易広告物の除却活動を行っていただきます。  
活動期間は令和8年7月1日から1年間。

### 応募資格

市内に居住または通勤・通学される18歳以上の方で、5人以上で構成された団体、または企業等の法人。

### 募集期間

令和8年4月20日(月)～令和8年5月29日(金)  
※郵送の場合は、5月29日（金）必着。

### 申込方法 問合せ先

郵送、メール送付又は直接窓口へ。  
(窓口は土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)  
〒590-0078  
堺市堺区南瓦町3-1  
建築都市局 都市計画部 都市景観課  
除却ボランティア担当 宛  
電話：072-228-7432  
Eメール：tokan@city.sakai.lg.jp

### 必要書類

- ① 堺市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定申請書（様式第1号）
  - ② 堺市路上違反簡易広告物除却活動員名簿（様式第2号）
  - ③ 活動場所図（活動範囲がわかるもの）
- ※ 書類の記入については、『3. 申請書類の記入について』をご確認ください。

### その他

- ・ 活動していただく方には、市長より「活動員証明書（法人の場合は活動法人証明書）」を交付します。
- ・ 活動していただく方には、活動前に活動に関する講習を受講していただきます。
- ・ 活動に必要な道具類（手袋、ニッパー、ヘラ）は、市から提供します。

## 2. 違反簡易広告物について

この活動で除却できる広告物は、次の条件全てを満たすものです。

### 条件1

広告物の種類が次に掲げるいずれかに該当すること。

#### 『はり紙』

定着性をもったチラシやビラ、ポスター。

#### 『はり札等』

ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

及び

金属板、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに直接広告を塗装し、又は印刷した広告物であって、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

#### 『立看板』

木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの。

### 『広告旗』

広告を表示した布の一方の辺にさお又は棒を取り付け、当該布の上部の辺をさお又は棒で支えた旗状の広告物であって、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの。

#### 条件2

禁止物件（法律、条例により広告物の掲出が禁止されている道路上の物件）に掲出されていること。

禁止物件とは、街路樹、道路の分離帯、街灯、信号機、道路標識、道路柵、車止め、消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、電柱などです。

#### 条件3

管理されずに放置されていること。（はり紙を除く）

店舗前に出されているもの等は、「管理」されているものと見なされますので即時に除却できません。

## 3. 申請書類の記入について

### ① 堺市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定申請書（様式第1号）の記入 ＜活動団体、活動法人＞

団体、法人のいずれかに○印を記入してください。

#### ・ 活動団体

住民団体や企業内のグループ等の法人格を持たない団体は、「活動団体」として申請してください。

⇒ 団体名欄に名称を記入してください。代表者を定め、氏名、住所、電話番号を記入してください。

#### ・ 活動法人

企業などの法人が、この活動に参加される場合は「活動法人」として申請してください。活動団体の場合と取扱いが若干異なるところがありますので、事前に都市景観課までお問い合わせ願います。

### ＜活動地域＞

除却活動を行う区域を決めて申請してください。

・ 「○○台1丁～△△台1丁」、「◎◎町内」、「□□□校区内」等と記入してください。

・ 活動区域を示した活動場所図を添付してください。

<活動員数>

除却活動を予定されている方の人数を記入してください。

※ 堺市路上違反簡易広告物除却活動員名簿（様式第2号）の人数と同じになります。

<活動計画>

年間の活動予定回数を記入してください。（）内は具体的な計画を記載してください。

（記入例：毎週日曜日、毎月第1土曜日、毎月5、15、25日、等）

※継続的な活動をお願いします。

<除却物件の種類>

活動で除却を予定している物件に☑をつけてください。（複数可）

<除却物件の保管と回収方法>

除却した広告物（はり紙は除く。）は、担当の地域整備事務所が回収しますので、それまでの間一時的に保管する場所を決めていただきます。

- ・ 『除却物件の一時保管場所』欄  
⇒ 必要事項を記入してください。
- ・ 一時保管場所は原則として団体や活動員が所有または管理する場所とします。  
※屋内でなくても家の玄関先等、敷地内であれば一時保管場所にできます。
- ・ 「保管場所の連絡先」欄は、市が回収する際に連絡がとれる方の氏名と電話番号を記入してください。

② 堺市路上違反簡易広告物除却活動員名簿（様式第2号）の記入

- ・ 実際に活動を予定されている方全員を記入してください。
- ・ 市外居住の方は、備考欄に勤務先の名称を記入してください。
- ・ この名簿に基づきボランティア保険に加入します。申請後の人員の増減は原則できませんのでご了承ください。

以上